関連法規等抜粋

民法

第９節　請負

（請負）

第632条　請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（報酬の支払時期）

第633条　報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第624条第１項の規定を準用する。

（ 第624条　労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。

２　期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。）

（請負人の担保責任）

第634条　仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

２　注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。

第635条　仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

（請負人の担保責任の存続期間）

第637条　前３条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から１年以内にしなければならない。

２　仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

第638条　建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後５年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、10年とする。

２　工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から１年以内に、第634条の規定による権利を行使しなければならない。

（担保責任の存続期間の伸長）

第639条　第637条及び前条第１項の期間は、第167条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。

（担保責任を負わない旨の特約）

第640条　請負人は、第634条又は第635条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。

（注文者による契約の解除）

第641条　請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

第10節　委任

（委任）

第643条　委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（受任者の注意義務）

第644条　受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

（受任者による報告）

第645条　受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

（受任者による受取物の引渡し等）

第646条　受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

２　受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

（受任者の報酬）

第648条　受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

２　受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第２項の規定を準用する。

３　委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の中途で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

（受任者による費用の前払請求）

第649条　委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

（受任者による費用等の償還請求等）

第650条　受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

２　受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

３　受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

（委任の解除）

第651条　委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

２　当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

（委任の解除の効力）

第652条　第620条の規定は、委任について準用する。

（委任の終了事由）

第653条　委任は、次に掲げる事由によって終了する。

1. 委任者又は受任者の死亡
2. 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
3. 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

（委任の終了後の処分）

第654条　委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

（委任の終了の対抗要件）

第655条　委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

（準委任）

第656条　この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

消費者契約法

第２条

この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

２　この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

３　この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

土地家屋調査士の業務委託契約の法的性質の検討の仕方

【　示唆的意見　】

鎌田薫教授（篠塚先生門下）　「土地家屋調査士委嘱契約の法的性質」（連合会報 370 号）からの抜粋

「一般的・抽象的に法的性質を論ずることは、余り大きな意味がない・・ある契約の法的性質を論ずるのは、具体的な問題を解決するための前提問題として、これを論ずるのであって、どういう問題を解決するために法的性質論を論じているかを意識しないで一般的・抽象的に法的性質を決定してみたところで何も始まらない。・・現実には、もっと具体的に、たとえば、仕事が完成しない限りは一切報酬が請求できないのか、それとも、途中まで仕事をしただけでも、報酬を請求できるのか、という問題を解決するために、請負の規定に従うのが調査士委嘱契約の本来の性質に合致するのか、委任の規定に従うのが妥当なのかが問題にされるのである。そうだとすれば、それぞれの問題について、個別的に委任か請負かを決めていけば良いし、場合によってはそのどちらでもないということにすれば良いのであって、そういう意味では、あえて一般的・抽象的に土地家屋調査士委嘱契約の法的性質を論ずる必要はないということになる。」

<table>
<tr><td></td><td>論点</td><td colspan="2">依頼者との関係</td><td></td><td>第三者との関係</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>委任契約</td><td>請負契約</td><td>考え方</td><td>不法行為責任</td></tr>
<tr><td>1</td><td>契約の核心部分</td><td>・努力を尽くすことが本質
・結果が出なくても良い</td><td>・結果を出す義務（仕事の完成）が本質
・努力したか否かは無関係</td><td rowspan="2">民法の債権法の規定は任意規定＝契約自由の原則
→　特約があればその定めが優先適用
→　だから、一方で、できるだけ委託契約書で決めておくべき
（例：報酬に関する取り決め・完成前の報酬など）
◆　しかし、他方で、契約に定めがない場合どの様に規律されるか＝法的性質論を論じる意味
【議論が必要な場面は多くはない】</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>善管注意義務</td><td>有（民法 644）</td><td>無</td><td>無（当事者でない）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>責任追及の際の過失の要否</td><td>必要（善管注意義務違反）（民法 415）</td><td>不要＝無過失責任（担保責任）</td><td rowspan="2">・担保責任を負わない特約＝消費者×　事業者○
・責任に関する契約がない場合＝無過失責任の担保責任（仕事の瑕疵）が依頼者から追求されることになる</td><td>必要（民 709）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>過失の立証責任</td><td>無過失を調査士が立証</td><td>－</td><td>過失を第三者が立証</td></tr>
<tr><td>5</td><td>賠償の範囲</td><td>完全賠償（民 416）</td><td>完全賠償（民法 416）</td><td rowspan="2">途中まで仕事をしただけでも、報酬を請求できるのか
【取り決めがない場合】
・請負：仕事が完成していなければ報酬はない・民 641 の類推で○
・委任：報酬の定めた上で、民 648-Ⅲで「履行の割合に応じて」○
どちらに解釈しても同様の結論は導き出せる</td><td>完全賠償（民法 416）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>過失相殺</td><td>有</td><td>なし</td><td>有</td></tr>
<tr><td>7</td><td>責任の期間（消滅時効）</td><td>10 年（民 167-Ⅰ）</td><td>1 年（民 637）
5 年 10 年（民 638）
3 年（民 170-Ⅱ）
類推適用</td><td>消滅時効の規定は任意規定ではない＝契約で変更は不可
よって、取り決めがないため、委任の 10 年か請負の 638-Ⅱの類推適用による 10 年になる可能性が大
第三者とは契約できないので不法行為の 3 年・20 年となる</td><td>知って 3 年
不知 20 年
（民 724）</td></tr>
</table>